





設被害と、これが対策につき少しく申上げたいと存じます。今回の公共施設被害は、土木関係災害三百億円、耕作地災害百六十億円、その他を合し、その総額五百数十億円に及ぶ莫大なものであります。被害各県はいずれも七月水害において大被害を受け、未だ立直り得ない今日、再び未曾有の災害に襲われたのであって、地方財政窮乏に加えて、これが復旧は極めて至難の実情であります。特に被害激甚な災害地が海岸地帯にありましたため、このまま放置すれば、冬季の波浪により護岸堤防はその決済口をいよいよ拡大し、著しく被害を増大する虞れがありまます。又干拓地帶部落のごときは毎日高潮時には床下浸水を繰返しつつあるような悲惨なる現況であります。これらは、復旧又個人災害に劣らず急を要するものであり、道路、橋梁、海岸堤防の施設と等しく早急復旧を期せねばならないのが非常に多いのであります。

これら復旧に対し、技術的見地より、又現地実情より勘案いたしまして検討せる結果、年度内所要経費は最小限五十億円を要するものと算出されましたのであります。緊急復旧費としては取りあえず早急に五十億円の緊急繰ぎ資金の支出がなければならないのであります。近年各種災害の被害額が著しく激増せる一因といつてしまして、災害復旧工事の遅延による工事中の再災害が指摘せらるるのであります。現行のごとく年度内災害復旧費が一割というような微温的な措置では、再災害による被害の拡大という結果を招来することとは当然であります。拙劣極まる予算方針と言わなければなりません。從来災害復旧に対しては、長年の経験に

より、当該年度に三〇%、二年度五〇%、三年度二〇%が適当にして且つ最長年の限界として採用され、実施され参ったのであります。地方財政の窮状よりしても、特にこの点に関し、早期復旧を期待するものであります。

最後に、恒久策としての災害復旧並びに防除対策に対し一言いたしたいと思います。我が日本の國は、由來世界の災害国と言われて参りました。殊に近年はあたかもそれを裏書きするかのごとく、年々数次に及ぶ台風の来襲にあり、国民は夏より秋にかけて戰々兢々たる気持で過しております。即ち昭和二十四年度に於ける災害復旧費は二百三十八億円となり、その比字の上にも容易に読み取ることができます。即ち昭和二十五年度においては、一般費五百二十七億円に対し、災害費実に四百九十五億円となり、その比率は九〇%に上昇したのであります。

この傾向は戦後ずっと続いた現象であります。災害被害の上昇を如実に物語つているものと考えて差支えないの

であります。又毎年の災害被害額も年々累増されまして、三千億乃至五千億

以上の数字は、優に国民所得の二倍以上あります。この数字は、優に国民所得

の風化花崗岩地帯の災害は、防除施設により完全に防ぎ得たものと考えられ

るのでありますし、福岡県筑上郡山田村の中川支流に設置せられた防災

溜池は、完全にその防災の効果を發揮し、建設費五千万円の小工事によつて、推定三千万円に及ぶ本回の災害を完全に防除し得たのであります。

經濟自立の体制を確立するには、災害対策の完璧こそ、何ものにも優先すべきであることを信じ、本次議案を提案した次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。よつて本決議案は全会一致を以立を求めます。

○[賛成者起立] ○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

只今の決議に対し、建設大臣より発言を求められました。野田建設大臣

「國務大臣野田卯一君登壇、拍手」

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

二、保険業法の一部を改正する法律案、日程第三、損害保険料率算出団体

に関する法律の一部を改正する法律案、いすれも内閣提出、日程第四、財

産税法の一部を改正する法律案、日程第五、米国対日援助物資等処理特別会

計法の一部を改正する法律案、日程第六、一般会計の歳出の財源に充てるた

めの資金運用部特別会計からする繰入金に關する法律案、(いすれも内閣提

出、衆議院送付) 以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め

めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員會理事大矢半太郎君。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

右 保険業法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和二十六年十一月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

保険事業ニ在リテハ保険料率ニ係ルモノヲ除ニ

省から政務次官が出されまして、現地を観察すると共に、各地におきまして現地の知事その他のかたゞと会議を開きました。現状の把握に努めたのであります。

開きました。

第一号

の一部を次のよう

に改正す

る。

保険業法(昭和十四年法律第四十

ノ禁

止及

公

正取

引の確保

に關する法律に改め、第一章中同條の次に次の五條を加える。

第十二條ノ三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及事業者團体法ノ規定ハ左ノ各号ニ掲

ゲル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル競争方法ヲ用アルトキ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ實質的ニ制限スルトトナルトキ又ハ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ實質的ニ制限スルコトニヨリ保険契約者若ハ被保險者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

人

の

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

定

ノ

規

二 海上保険事業以外ノ損害保険  
事業ニ属スル保険又ハ再保険ニ  
シテ損害保険会社ガ他ノ損害保  
险会社(外国保険事業者)に関する  
法律第二條第一項ニ規定スル  
外国損害保険事業者ヲ含ム)ト  
共同シテ行フモノニ付左ニ掲グ  
イ行為ニ關シ損害保険会社ガ他  
ノ損害保険会社(外国保険事業  
者)に関する法律第二條第一項ニ  
規定スル外国損害保険事業者ヲ  
含ム)ト行フ協定、契約其ノ他  
ノ共同行為  
イ保険又ハ再保険ノ取引ニ関  
スル数量ノ決定又ハ制限  
ロ 保険料款ノ内容ノ決定(保  
險料率ニ係ルモノヲ除ク)  
ハ 再保険ニ關スル相互手方又ハ  
手数料ノ決定又ハ制限  
第十二條ノ四 損害保険会社、保険  
契約者、被保険者其ノ他ノ利害関  
係人(以下利害關係人ト云フ)ハ  
前條各号ノ共同行為ガ前條但書ノ  
規定ニ該当シ自己ノ利益ヲ不当ニ  
害スルモノト認ムルトキハソノ理  
由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大  
臣ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ  
為スコトヲ得  
前項ノ書面ニハ参考トナルベキ  
資料ヲ添附スベシ  
主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ  
ルトキハ利害關係人及当該請求ニ  
係ル共同行為ヲ為シタル損害保険  
会社又ハ此等ノ者ノ代理人ノ出頭  
ヲ求メ当該請求ニ係ル公開ニヨル  
聽聞ヲ行フベシ  
前項ノ聽聞ニ出頭ヲ求メラレタ  
ル利害關係人出頭ノ期日ニ正當ノ  
理由ナクシテ出頭セザルトキハ第

一項ノ規定ニ依ル当該聽聞ノ請求  
ヲ取下ゲタルモノト看做ス  
主務大臣第三項ノ聽聞ヲ行ヒタ  
ル場合ニ於テ当該聽聞ノ請求ニ付  
理由アリト認ムルトキハ当該聽聞  
ノ請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ  
一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコト  
ヲ得  
第十二條第三項及第四項ノ規定  
ハ第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用  
ス但シ第十二條第三項中第一項ノ  
規定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十  
二條ノ四第三項ノ聽聞トシ当該保  
险会社トアルハ之ヲ当該利害關係  
人及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行  
為ヲ為シタル損害保険会社トシ第  
十二條第四項中当該保険会社又ハ  
其ノ代理人トアルハ之ヲ当該利害關係  
人若ハ当該聽聞ノ請求ニ係ル  
共同行為ヲ為シタル損害保険会社  
又ハ此等ノ者ノ代理人トス  
第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ  
三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規  
定ニ該当シ自己ノ利益ヲ不当ニ  
害スルモノト認ムルトキハソノ理  
由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大  
臣ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ  
為スコトヲ得  
前項ノ書面ニハ参考トナルベキ  
資料ヲ添附スベシ  
主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ  
ルトキハ利害關係人及当該請求ニ  
係ル共同行為ヲ為シタル損害保険  
会社又ハ此等ノ者ノ代理人ノ出頭  
ヲ求メ当該請求ニ係ル公開ニヨル  
聽聞ヲ行フベシ  
前項ノ聽聞ニ出頭ヲ求メラレタ  
ル利害關係人出頭ノ期日ニ正當ノ  
理由ナクシテ出頭セザルトキハ第

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セ  
ントスルトキハ予メ公正取引委員  
会ト協議スルモノトス  
第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項  
又ハ第十二條ノ五第一項ノ規定ニ  
基ク主務大臣ノ处分ハ第十二條ノ  
三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規  
定ニ該当スルカ否カニ付テノ公正  
取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當  
該認定ニ基ク私的の独占の禁止及び  
公正取引の確保に関する法律ニ依  
ル公正取引委員会ノ権限ノ行使ヲ  
妨ケルモノト解スベカラザルモノ  
トス  
附 則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
2 外国保険事業者に関する法律  
(昭和二十四年法律第八十四号)  
の一部を次のように改正する。  
第十九條中「第十二條ノ二(保険  
会社の株式保有)」を「第十二條ノ二  
から第十二條ノ七まで(保険会社の  
株式保有並びに私的の独占禁止法及び  
事業者団体法の適用除外)」に改め  
る。  
3 損害保険料率算出団体に関する法  
律の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和二十六年十一月十三日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
損害保険料率算出団体に関する法  
律の一部を改正する法律案  
法律の一部を改正する法律案

損害保険料率算出団体に関する法  
律の一部を改正する法律案  
3 料率団体は、保険料率について  
前項の認可を受けようとするとき  
は、認可申請書に当該保険料率に  
ついて左に掲げる事項を記載した  
書類を添附して、これを大蔵大臣  
に提出しなければならない。  
4 大蔵大臣は、災害その他特別の  
事情があるときは、第一項又は第  
二項の期間を延長することができ  
る。  
(大蔵大臣の審査)

第十條の三 大蔵大臣は、保険料率  
について前條第一項の審査請求が  
あつたときは、その申請者及び  
その者の属する料率団体の理事で  
当該保険料率の算出について同意  
したすべてのもの又はこれらの者

損害保険料率算出団体に関する法  
律(昭和二十三年法律第八十三号)  
の一部を次のように改正する。

第一項に規定する割合を中心と  
し、当該割合に対しそれ、百分  
の十以内の引上げ及び引下げを認  
める範囲料率を含むものとする。

第八條中「利害關係人は」を「会社、  
保険契約者、被保険者その他の利害  
關係人(以下「利害關係人」という)  
は」に改める。

第九條中「あつてはならず、且  
つ、会員を拘束するものであつては  
ならない。」を「あつてはならない。」  
に改める。

第十條を次のように改める。  
(保険料率の認可申請)  
第十條 料率団体は、保険料率を算  
出したときは、その保険料率につ  
いて、大蔵大臣の認可を受けなけ  
ればならない。その認可を受けた  
保険料率を変更しようとするとき  
も、同様とする。

第二項の規定による認可の申請の  
あつた保険料率について不服があ  
る場合には、その認可申請に係る  
認可申請書を大蔵大臣が受理した  
日後二週間に内に大蔵大臣にその不  
服を申し立て、当該保険料率につ  
いて審査を請求することができます。  
第三項の審査請求は、その不服  
の理由を記載した書面をもつてし  
なければならない。

2 会員以外の利害關係人は、前條  
第二項の規定による認可の申請の  
あつた保険料率について不服があ  
る場合には、その認可申請に係る  
認可申請書を大蔵大臣が受理した  
日後二週間に内に大蔵大臣にその不  
服を申し立て、当該保険料率につ  
いて審査を請求することができます。

4 大蔵大臣は、災害その他特別の  
事情があるときは、第一項又は第  
二項の期間を延長することができ  
る。





米国対日援助物資等処理特別会計  
法の一部を改正する法律案  
米国対日援助物資等処理特別会計  
計法の一部を改正する法律案  
米国対日援助物資等処理特別会計  
法(昭和二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「援助役務」を「援助役務に係る分については、その」に改め、「金額とし」の下に「軍拂下物資に係る分については、その売拂代金の金額から当該物資に関する諸料の金額及び政令で定める金額の合計額を控除した金額とし」と加える。

#### 附 則

「審査報告書は都合により附録に掲載」

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする総入金に関する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年十一月十三日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする総入金に関する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

充てるため、昭和二十六年度において、資金運用部特別会計の積立金を一般会計に繰り入れることができる。この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則**  
〔大矢半次郎君登壇 拍手〕  
○大矢半次郎君 只今上程せられました。この法律が一部改正する法律案は、我が國損害保険会社における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づ保険業法の一部を改正する法律案についてその内容を申上げます。御承知のことく、我が國損害保険会社は、外貨建、積荷保険において極めて大きな損害率をこうむつており、海上保険事業を行なうに著しく不利な立場に置かれておる実績に鑑みまして、大損害保険の円滑な引受けを確保するため、海上保険事業及びその他の損害保険事業について、必要な範囲内において損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除したうとするものであります。又これに伴いまして、保険契約者の利益を保護し、私的独占禁止法等の規定の趣旨が不当に侵害されることが防止するための措置としまして、第一に、損害保険会社、保険契約者の利害関係人は公開による聴聞の請求をなし得ること、及び大臣は必要と認めるときは共同行為の取消、変更をなし得ること。第二に、重要な共同行為については損害保険会社は大臣に届け出を必要とすること。第三に、損害保険会社が共同行為をなす場合に不公正な競争方法を用いる場合等

における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることとしたそうとするものであります。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案の内容について申上げますと、まず本案の内容について申上げます。先づ本案の内容について申上げます。御承知のことく、我が國損害保険会社は、外貨建、積荷保険において極めて大きな損害率をこうむつており、海上保険事業を行なうに著しく不利な立場に置かれておる実績に鑑みまして、大損害保険の円滑な引受けを確保するため、海上保険事業及びその他の損害保険事業について、必要な範囲内において損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除したうとするものであります。又これに伴いまして、保険契約者の利益を保護し、私的独占禁止法等の規定の趣旨が不当に侵害されることが防止するための措置としまして、第一に、損害保険会社、保険契約者の利害関係人は公開による聴聞の請求をなし得ること、及び大臣は必要と認めるときは共同行為の取消、変更をなし得ること。第二に、重要な共同行為については損害保険会社は大臣に届け出を必要とすること。第三に、損害保険会社が共同行為をなす場合に不公正な競争方法を用いる場合等

における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることとしたそうとするものであります。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする総入金に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

資金運用部特別会計は、毎年度の決

の全額を一般会計に繰入れることとな

ます。よつて本案は全会一致を以て可  
決せられました。

つており、この会計が旧大蔵省預金部特別会計から引継いだ積立金について、現在一般会計に繰入れることとなつておりますが、回本年度一般会

計補正予算の財源に充てるために、この積立金八億八千八百四十四万二千円を一般会計に繰入れる必要がありますので、この繰入れがなし得るよう規定を設けようとするものであります。

午前十時五十一分散会

つて御承認願いたいと存ります。かくして質疑を終り、討論・採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

正する法律案  
一、日程第三 損害保険料率算出法  
体に関する法律の一部を改正する  
法律案  
二、日程第四 才能開拓法の一部を改

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
先ず保険業法の一部を改正する法律案、損害保険料率算出団体に関する法律

正する法律案

一、日程第五 米国対日援助物資等  
處理特別会計法の一部を改正する  
法律案

一、日程第六 一般会計の歳出の材

の一部を改正する法律案、一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案、以上四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案

〔賛成有起立〕

○議長(佐藤尚武君) 次に、米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め  
〔賛成者起立〕

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

議員	議長	佐藤 尚武君	出席者は左の通り。
山川 良一君	副議長	三木 浩朗君	
村上 義一君		山内 卓郎君	
前田 稔君		薄口 三郎君	
藤森 真治君		堀越 儀郎君	
中山 福藏君		早川 駿雄君	
波多野林一君		野田 慶一君	
西田 天香君		野田 俊作君	
常岡 一郎君		伊達源一郎君	
竹下 道男君		高橋 道男君	
藤次君			
正夫君	鈴木 直人君		
杉山 昌作君	新谷寅三郎君		
島村 軍次君	西郷吉之助君		
小林 政夫君	小宮山常吉君		
楠見 義男君	木下 長雄君		
河井 彌八君	片柳 麗吉君		
柏木 庫治君	加藤 正人君		
岡本 愛祐君	岡部 常君		
梅原 鮎蔵君	玉柳 實君		
楠瀬 常猪君	城 青山		
長島 銀蔵君	守江君		
宮本 邦彦君	仁田 竹一君		
宮田 重文君	上原 正吉君		
石川 栄一君	豊潤君		
九鬼紋十郎君	大谷 六郎君		
平沼彌太郎君	深水 大矢半次郎君		
城 小野	木村 竹一君		
黒田 英雄君	大谷 鈴木		
中川 幸平君	岩沢 忠恭君		
中川 以良君	岡崎 順一君		
伊藤 保平君	大谷 安孝君		
赤澤 與仁君	井上なつみ君		
松本 昇君	黒川 武雄君		
重宗 雄三君	飯島連次郎君		
加藤 武徳君	松平 勇雄君		
古池 信三君	赤木 正雄君		
白波瀬米吉君	廣瀬與兵衛君		
山本 恵一君	大野木秀次郎君		
米治君	松平 太郎君		
愛知 摂一君	安井 謙君		
石村 幸作君	岡田 信次君		
鈴木 忠彦君	岡田 信次君		
島津 みつ君	滝井治三郎君		
紅露 みつ君	溝淵 春次君		
木内 キヤウ君	入交 太蔵君		
油井賢太郎君	石原幹市郎君		
大島 定吉君	滝井治三郎君		
川村 松助君	溝淵 春次君		
谷口 弥三郎君	入交 太蔵君		
池田宇右衛門君	石原幹市郎君		
郡 祐一君	竹中 七郎君		
有馬 英二君	佐佐木		
佐 一君	祐一君		

政府委員  
大藏政務次官 西川甚五郎君